

狭山市議会議員政治倫理審査会とは

狭山市議会では、狭山市議会議員政治倫理規程を定め、それぞれの議員は議員としての品位および名誉を損なう行為を行わないよう規程に掲げた倫理規範を遵守し日々活動していますが、倫理規範に反する行為が疑われる議員がいた場合、その事実関係を審査するために設置されるのが狭山市議会議員政治倫理

審査会です。

審査会は、3人以上の議員より審査請求が議長に提されたとき、議長が相当の理由があると認めた場合に設置されます。

また、議長が議員の中から任命した8人の委員により構成され、審査が終了したときは、議長に審査結果を報告します。



狭山市議会初の政治倫理審査会を設置

審査の対象となった議員 千葉良秋議員 政治倫理審査会の設置

令和7年3月18日に、菅野淳議員、大島政教議員、丸橋ユキ議員の3名の議員より、「千葉良秋議員の倫理規範に反する行為の存否についての審査の請求」が提出されました。これを受けて狭山市議会ですべて、狭山市議会議員政治倫理審査会が設置されました。

指摘内容

対象となる議員が関係者に対して行った言動が、市民との約束を反故にする行為にあたり、狭山市議会議員政治倫理規程第3条第6号に違反する。との指摘がありました。

審査内容

審査会は、議長から任命された8名の委員

(議員)により、3月28日から5月23日までの間に、7回開催いたしました。審査内容は、審査請求をした3名の議員への事情聴取、審査対象となった議員への事情聴取、関係者への事情聴取、審査対象となった議員の弁明等を実施しました。

審査結果

審査結果は、対象となる議員の行為は、狭山市議会議員政治倫理規程 第3条第6号の「その他議員としての品位及び名誉を損なう行為を行わないこと」に違反する行為があった、との結論に達しました。以上の審査結果を、5月23日付で議長に報告いたしました。

詳細は、狭山市議会ホームページをご覧ください。



その後の措置

議長(当時太田博希議長)は、狭山市議会議員政治倫理審査会から提出された審査結果報告書の内容を尊重し、6月5日に千葉良秋

議員に対して、請願者に速やかに陳謝するよう勧めるとともに、倫理的責任を再確認するよう警告した。

市議会の活動

特殊詐欺防止の呼びかけ

6月4日(水)に狭山市内の商業施設で、特殊詐欺被害防止の啓発活動を行い、商業施設にいらした方々へ特殊詐欺に対して注意を呼びかけました。狭山市内でも特殊詐欺被害が急増しておりますのでご注意ください。

